第明治二十五種郵便物認可

第二部　［略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

⑴　一般的事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

ｅ　［略］

［⑵～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　［略］

ｂ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から２連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から当連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

ｃ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。以下ｃ、⑶及び⑹において同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、ｂに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

第二部　［同左］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

⑴　一般的事項

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

ｅ　［同左］

［⑵～⑷　同左］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　［同左］

ｂ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から２連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から最近連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

ｃ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下ｃにおいて同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、ｂに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。